

「老朽空き家等除却費」の 補助金交付制度

市では、良好な生活環境の保全等を目的として、老朽空き家等の除却に対して、費用の一部を補助します。

1 補助金の額

除却工事 最高 30万円

補助対象経費の1/2



2 補助対象建築物

(1) **昭和56年5月31日以前に着工されたもの**

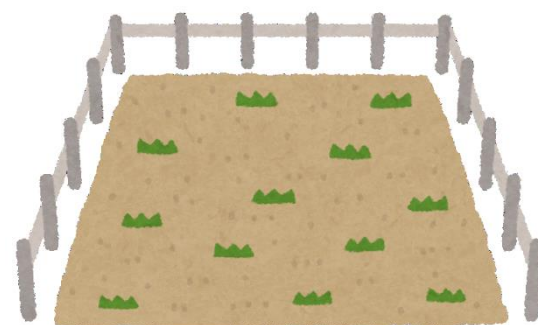
(事務所、店舗等の用途を兼ねる一戸建てのもので、当該用途部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む)

(2) 申請時に居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの

(3) 公共事業による移転、補償の対象となっていないもの

3 補助対象者

補助対象物件の所有者又は相続人



4 補助対象経費

補助対象物件の除却及び除却に係る廃材の運搬、処分に要する経費
ただし、次の運搬、処分に要する経費を除きます。

(1) 家財道具

(2) 機械

(3) 車両等

(4) 地下埋設物（浄化槽等の設備を含む）

5 申請方法

住宅政策課窓口または市ホームページにある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ関係資料を添付して申し込みをしてください。

※申請は必ず工事着手前に行い、交付決定通知の日以降に工事着手してください。

詳しくは、**坂戸市住宅政策課 住宅政策担当**

TEL283-1331 (内線543) まで